

宝塚市告示第71号

宝塚市都市景観条例（平成24年条例第21号）第25条第4項の規定により、下記の物件について都市景観形成建築物等の指定を解除したため、同条第5項の規定により準用する第3項の規定により、次のとおり告示する。

令和7年（2025年）4月10日

宝塚市長 山崎晴恵

- 1 指 定 番 号： 指定第4号
物 件 の 名 称： M邸
物 件 の 所 在 地： 宝塚市雲雀丘1丁目